

議案第75号

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。